

輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の
到着即時輸入申告扱いについて

蔵関第 336 号
平成 8 年 4 月 17 日
改正 蔵関第 750 号
平成 11 年 9 月 27 日
改正 蔵関第 235 号
平成 12 年 3 月 31 日
改正 財関第 782 号
平成 13 年 9 月 25 日
改正 財関第 596 号
平成 15 年 6 月 10 日
改正 財関第 1580 号
平成 18 年 12 月 28 日
改正 財関第 1146 号
平成 20 年 10 月 9 日
改正 財関第 163 号
平成 22 年 2 月 17 日
改正 財関第 901 号
平成 23 年 8 月 10 日
改正 財関第 442 号
平成 29 年 3 月 31 日
改正 財関第 570 号
平成 29 年 4 月 24 日

航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号、以下「法」という。）第 67 条の 2 第 3 項ただし書及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。）第 59 条の 6 第 1 項第 1 号の規定の適用を受ける航空貨物の取扱いについては、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 8 年 4 月 25 日から実施することとしたので、了知されたい。

記

1. 対象貨物

令第 59 条の 6 第 1 項第 1 号の規定による到着即時輸入申告扱いの適用を受ける航空貨物は、航空貨物が到着する税関空港を管轄する税関官署等に、輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業

務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して予備申告を行ったもののうち、通達第 1 章第 3 節 3 - 3 に規定する航空貨物輸送証の情報（以下「AWB 情報」という。混載貨物については「HAWB 情報」という。）又は航空機の到着確認情報が登録される前に審査区分が簡易審査扱い（区分 1）又は書類審査扱い（区分 2）で審査が終了している貨物とする。

なお、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの対象とはならないので留意する。

- (1) 通達第 5 章第 7 節 7 - 1 に規定する予備申請
- (2) 法第 70 条第 2 項の規定に基づき、他の法令（例えば、家畜伝染病予防法等）の規定により輸入に関して検査又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受ける必要のある貨物（ただし、予備申告の時点でこれらの証明を行うことができる場合にはこの限りでない。）

2. 予備申告

(1) 予備申告事項の登録

到着即時輸入申告扱いの適用を受けようとする貨物（以下「到着即時輸入申告扱い対象貨物」という。）に係る予備申告を行う場合は、当該予備申告を行う者（以下「通関業者等」という。）に、当該予備申告に先立ち、通達第 5 章第 7 節 7 - 1 に準じて予備申告に係る事項の登録を行うことを求めるものとする。

この場合において、輸入申告の予定日及び貨物情報を所定の欄に入力することを求めるものとする。

(2) 予備申告

到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告は、前記(1)により予備申告に係る事項の登録を行った後に、所定の欄に到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告である旨の申告条件コードを入力のうち、通達第 5 章第 7 節 7 - 2 に準じて予備申告の登録をすることにより行うこととする。

3. 輸入申告

(1) 税関空港で貨物を引き取る場合

イ. 前記 2 の(2)により行われた予備申告に係る輸入申告は、AWB 情報（混載貨物については、AWB 情報及び HAWB 情報をいう。以下「AWB 情報等」という。）が登録されたときに行われる。

ロ. 税関官署の開庁時間外に AWB 情報等の登録業務が行われた場合には、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告を行うこととなるので留意する。

なお、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている場合には、この限りではない。

(2) 航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合

イ. 航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合には、当該場所まで法第 63 条の規定に基づき保税運送を行うことを求めるものとし、その手続につい

ては通達第2章の貨物管理及び第3章の保税運送関係によることとする。

ロ. 前記2の(2)により行われた予備申告に係る輸入申告は、貨物が航空貨物の集積場所に向けて搬出され、AWB情報等及び搬出確認情報が登録されたときに行われる。

ハ. 税関官署の開庁時間外にAWB情報等の登録業務が行われた場合には、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告が行われることとなるので留意する。

なお、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている場合には、この限りではない。

(3) 次のイからハのいずれかに該当する場合には、貨物が保税地域に搬入され、貨物確認情報が登録されたときに、自動的に輸入申告が行われることとなるので留意する。

イ. 書類審査扱いでAWB情報等又は貨物確認情報（混載貨物については、混載貨物確認情報）が登録される前に審査終了入力が行われない場合

ロ. 検査扱いの場合

ハ. AWB情報等の登録前に貨物確認情報（混載貨物については、混載貨物確認情報）が登録された場合

4. 輸入許可

(1) 輸入申告後、申告の内容とAWB情報等の登録内容が一致した場合には、納付すべき関税及び内国消費税（以下「関税等」という。）がない場合、納税方式がリアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはマルチペイメントネットワークを利用する方法（以下「MPN利用方式」という。）によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可となる。ただし、口座残高不足の場合又は直納方式若しくはMPN利用方式によるものであって納期限延長制度が適用されない場合については、関税等の納付が確認されたのちに輸入許可となる。

なお、航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合は、貨物が当該航空貨物の集積場所に向けて搬出された際に輸入許可となるので、通達第3章第2節2-1に準じて、発送手続を行うことを求めるものとする。

(2) 輸入申告後、申告の内容とAWB情報等の登録内容に不一致事項がある場合には輸入の許可が保留されるので、輸入申告又はAWB情報等の登録内容の訂正を行うことを求めるものとする。

なお、予備申告で審査終了を行っている場合には、再度、審査終了入力が必要となるので留意する。